

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の16第2項
処 分 の 概 要 : クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none"><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)</li><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項</li><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)</li><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の3 (クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請)</li></ul>
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日 (書換えにあつては1日)
申 請 先 : 所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :